

町の皆さんのいこいの場です
コーヒースロン「てとて」

気軽にお立ち寄りください。「てとての会」の会員がお待ちしております。

日 時 ● 10月21日(水) 午前10時～午後2時
10月24日(土) 午前10時～午後4時
10月25日(日) 午前10時～午後3時
11月18日(水) 午前10時～午後2時

会 場 ● 南ふれあい館(旧仙南交流センター)

問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

求職者支援訓練「介護職員初任者研修」を開催します

平成25年4月からホームヘルパー2級に代わり新設された介護職員の入門資格です。介護職員初任者研修では、生活援助や身体介護について専門的な知識と技術を学びます。

訓練期間 ● 12月14日(月)～平成28年3月14日(月)

会 場 ● よつば介護スクール
(大仙市戸地谷字大和田391-1)

対 象 者 ● ハローワークに求職申込を行い、職業訓練その他の支援措置の必要性が認められた方
※一定の要件を満たす場合には、求職者支援訓練の受講を容易にするため一定額の給付金を受けられる制度があります。

料 金 ● 無料(テキスト代9,350円は自己負担)

募集期限 ● 11月24日(火)

問 よつば介護スクール(嶋田・高橋) ☎0187(73)7575

大仙保健所 精神保健福祉普及運動のお知らせ

10月26日～11月1日は精神保健福祉普及運動期間です。精神保健福祉に関する理解を深め、国民の精神的健康の保持増進を図ることを目的に各種事業が実施されます。

保健所では、年間を通じて精神保健福祉に関する相談事業を実施しています。

【精神科医による精神保健福祉相談】※予約制です。

相談日時 ● 毎月1回 午後4時～午後5時

相談会場 ● 大仙保健所

【保健師による相談】※随時受け付けています。

相談日 ● 月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)

相談時間 ● 午前8時30分～午後5時15分

問 大仙保健所 ☎0187(63)3403

「あきた若者会議チャレンジ作戦」 大マッチング大会を開催します

地域貢献や地域で活動をしたいと考える「若者」と、若者の力を地域で活かしたいと考える「市町村」「市民活動団体」「企業」との交流会およびマッチング大会を開催します。地域課題を共有することで自分たちができることを考え、一緒に取り組んでみませんか。

日 時 ● 11月14日(土)
午後1時30分～午後4時30分

会 場 ● 美郷町住民活動センター(参加無料)

申込・問 NPO 法人あきたパートナーシップ
☎018(829)5801

献血にご協力ください

献血にご協力いただきました方へ、粗品をご用意しています。皆さまのご協力をお願いします。

実施日	時 間	会 場
10月27日(火)	10:00～11:30	六郷高等学校
	13:00～14:30	美郷町商工会
	15:00～16:30	(株)ヤマダフーズ
11月22日(日)	10:00～12:00	イオンスーパーセンター 美郷店
	13:00～16:00	

問 美郷町保健センター ☎0187(84)4900

平成28年度秋田県町村会職員採用試験のお知らせ

採用区分 ● 大学卒一般事務 3名(予定)

受験資格 ● ア 昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた方

イ 平成6年4月2日以降に生まれた方で大学卒または平成28年3月卒業見込みの方

申込期間 ● 10月20日(火)～11月10日(火)

試験日時 ● 一次試験 11月22日(日) 午前10時

会 場 ● 秋田県市町村会館(秋田市山王)

申込・問 秋田県町村会 ☎018(862)3851

平成27年度社会福祉法人美郷町社会福祉協議会 職員採用試験のお知らせ

受験資格 ● 次の要件を満たす方

①昭和55年4月2日以降に生まれた方

②看護師免許または准看護師免許を有する方、または、平成27年度中に取得見込みの方

③普通自動車運転免許証を有する方

受験案内 ● 下記およびハローワークで交付します。また、当会ホームページからもダウンロードできます。

申込期間 ● 10月19日(月)～10月30日(金)

採用人数 ● 1名

試験日 ● 一次試験および二次試験 11月14日(土)

会 場 ● みさと福祉センター

試験科目 ● 一次試験(教養試験・作文試験)
二次試験(適性試験・面接試験)

申込・問 社会福祉法人美郷町社会福祉協議会 総務課
☎0187(85)2294

秋田県最低賃金が改正されました

10月7日(水)から、16円引上げられ時間額695円となりました。(月給や日給の場合は、時間額に換算したものが最低賃金以上でなければなりません。)

最低賃金は、臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む県内すべての労働者に適用され、最低賃金額以上の賃金を支払わないと最低賃金法違反となります。

詳しくは、下記または最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

問 秋田労働局労働基準部賃金室 ☎018(883)4266